

本学では、環境保全の一環として、学内で発生する排水を生活排水、実験排水、実験廃液及び雨水の4系統に区分し、実験廃液については回収、外部処理に至るまでの運用体制および管理機構を取決めている。ここで実験廃液とは、実験原廃液及び2回目までの容器洗浄水をさし、3回目以降の洗浄水、冷却水などは実験排水という。また、固形の廃棄物は、実験廃棄物として取扱う。

以下にその内容と必要とされる注意を述べる。

1 生活排水

人間の生活行動により発生する排水であって、便所の汚水をはじめ、手洗い、浴室、洗濯等の排水がこれにあたる。生活排水は、各棟の生活排水流しから専用の管路を通り、公共下水道（長岡市）に放流される。

2 実験排水

実験排水は、各研究室・実験室に設備された専用の実験排水流しへ放流する。放流した実験排水は、専用の管路を通り、定期的に水質検査を受け、公共下水道（長岡市）に放流される。

特に、実験排水流しと生活排水流しを間違わないよう注意が必要である。

3 実験廃液

実験廃液は、国立大学法人長岡技術科学大学実験廃液等取扱規程（平成16年4月1日 規程第44号）により、指定の容器に分別貯留する。分類の仕方は、**実験廃液等処理の手引**に記載されている。分類貯留した実験廃液は、いったん各系、センターごとに設置された一時貯蔵庫または指定箇所に運搬し、保管する。

排出者の処理申込書に基づき、この実験廃液を回収し、有機系実験廃液及び無機系実験廃液は専門業者に委託し、学外処理を行う。

4 雨 水

建物屋根からのルーフトレン及び道路排水など敷地等から流出する雨水排水は、専用の管路、または排水溝を通り、大沢川に放流されるため、敷地汚染は河川汚染となることを認識しておく。

5 実験廃棄物

実験廃棄物とは、教育・研究活動により発生する有害物質を含む粒状物・粉状物・沈殿物・泥状物・固形物及び不要廃試薬類をいう。これらの実験廃棄物は、産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物に該当することから、財務課契約係を通じて学外業者に依頼し、適切な処理を行う必要がある。各研究室においては、発生した実験廃棄物について所定の分類に従って適切な分別と保管を行い、各系・センター等で定められた場所に定められた方法で搬出する。

実験廃棄物を搬出する際には、廃棄物の入ったビニール袋・缶等に、「研究室名・日付・分別の種類」を明記したラベルを貼り付けて搬出することとなっており、ラベルについては、全学統一のフォーマットが定められている。また、中身が残っているあるいは未開封で使用しなくなった試薬瓶（不要廃試薬類）は、各研究室の責任において別途専門の引き取り業者に回収を依頼する必要がある、通常の搬出場所に出してはならない（引取業者に関する問合せ先：財務課契約係）。

その他、実験廃棄物の処理方法について不明な点がある場合には、必ず事前に、各系・センターから選出された安全衛生管理委員に問い合わせを行うこと。分別方法が曖昧なまま、独自の判断による搬出を行うことは事故や火災の原因となることがあり、大きな社会問題に発展する恐れもあることから、決して行ってはならない。

下記に、本学における実験廃棄物の分別表を示す（実験廃棄物と同様に産業廃棄物に該当する実験廃液については、前掲の第3項を参照）。

表7 長岡技術科学大学における実験廃棄物の分別表

分別番号と区分名称	対象となる廃棄物の例
1. 疑似感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育・保健センターから排出される廃棄物 ・ 注射器（ガラス製およびプラスチック製） ・ 注射針
2A. 実験系不燃物 （金属類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製品またはその破片、研磨屑、切削屑（一斗缶に入るサイズ） ・ アルミホイルなどの金属箔 ・ メス（医療用以外に使用したもの） ・ <u>洗浄・乾燥済みの金属製試薬缶</u>（一斗缶等）
2B. 実験系不燃物 （ガラス類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス製品またはその破片、ガラス屑 ・ <u>洗浄・乾燥済みのガラス製試薬瓶</u> （ラベルはそのままが良い、キャップは外して区分3へ） ・ ガラス製のシャーレ、アンプルなど
2C. 実験系不燃物 （その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・ セラミックス製品（るつぼ等）またはその破片や粉 ・ コンクリート片（ゴミ袋に入るサイズ）、石膏 ・ その他の不燃物を含む複合素材 ・ シリカゲル ・ 乾燥剤（塩化カルシウム、硫酸マグネシウム、硫酸ナトリウム等）
3. 実験系可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験に用いたキムワイプ、濾紙などの紙類 ・ 実験に用いたガーゼ、脱脂綿 ・ プラスチック製のシャーレ、チューブ、ピペットなど ・ 手袋（ゴム製およびビニール製） ・ <u>洗浄・乾燥済みのプラスチック製試薬瓶</u> （ラベルはそのままが良い） ・ 試薬瓶のプラスチック製キャップ ・ 滅菌済み培地 ・ オートクレーブ殺菌済みの廃棄物で<u>通常のゴミ袋に入れたもの</u>

以上、各系、センター等で実験・実習を行うにあたり、それに伴って排出される廃液等の処分については管理者の指示に従い、所定の方法を間違いなく実施することが必要である。それには、排出者自身の排出責任と自覚と協力が一番大切である。

なお、廃液等処理の詳細については、実験廃液等処理の手引を参照されたい。